

平成27年3月31日  
規則第7号

## 熊本県後期高齢者医療広域連合事務委任規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広域連合長の権限に属する事務の副広域連合長への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第2条 広域連合長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第153条第1項の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第108条による双方代理の禁止規定に抵触する契約の締結に関する事務を副広域連合長（副広域連合長に事故があるとき、又は副広域連合長が欠けたときは、事務局長）に委任する。

(委任事務の決裁)

第3条 前条に定める委任事務の決裁については、熊本県後期高齢者医療広域連合事務決裁訓令（平成19年訓令第1号）の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。